

築上町告示第75号

令和4年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年5月16日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和4年6月2日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

江本 守君	吉原 秀樹君
北代 恵君	宗 晶子君
丸山 年弘君	池永 巖君
鞆野 希昭君	工藤 久司君
武道 修司君	池亀 豊君
田村 兼光君	信田 博見君
田原 宗憲君	塩田 文男君

○6月6日に応招した議員

○6月8日に応招した議員

○6月9日に応招した議員

○6月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和4年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

令和4年6月2日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

令和4年6月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
 - ②町長の報告
- 報告第2号 令和3年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第52号 専決処分について (令和3年度築上町一般会計補正予算 (第14号) について)
- 日程第5 議案第53号 専決処分について (令和4年度築上町一般会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第6 議案第54号 専決処分について (令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第7 議案第55号 専決処分について (築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 議案第56号 専決処分について (築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第9 議案第57号 令和4年度築上町一般会計補正予算 (第2号) について
- 日程第10 議案第58号 令和4年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第11 議案第59号 令和4年度築上町下水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第12 議案第60号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 意見書案第2号 重度障がい者の電車特急料金割引制度の適用及び駅構内・踏切内の安全対策を求める意見書 (案)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
- ②町長の報告
- 報告第2号 令和3年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第52号 専決処分について（令和3年度築上町一般会計補正予算（第14号）について）
- 日程第5 議案第53号 専決処分について（令和4年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）
- 日程第6 議案第54号 専決処分について（令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第7 議案第55号 専決処分について（築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第8 議案第56号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第9 議案第57号 令和4年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第58号 令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第59号 令和4年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第60号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 意見書案第2号 重度障がい者の電車特急料金割引制度の適用及び駅構内・踏切内の安全対策を求める意見書（案）

出席議員（14名）

1番 江本 守君	2番 吉原 秀樹君
3番 北代 恵君	4番 宗 晶子君
5番 丸山 年弘君	6番 池永 巖君
7番 鞆野 希昭君	8番 工藤 久司君
9番 武道 修司君	10番 池亀 豊君
11番 田村 兼光君	12番 信田 博見君

13番 田原 宗憲君

14番 塩田 文男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君

次長 横内 秀樹君

書記 小野 聖佳君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
教育長	……………	久保ひろみ君			
会計管理者兼会計課長	……………				石井 紫君
総務課長	……………	椎野 満博君	企画財政課長	……………	元島 信一君
まちづくり振興課長	…	桑野 智君	人権課長	……………	樽本 知也君
税務課長	……………	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	…	吉川 千保君
保険福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	古市 照雄君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	住民生活課長	……………	武道 博君
学校教育課長	……………	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	……………	尾座本三雄君
農業委員会事務局長	…	北代 幸介君	監査事務局長	……………	脇山千賀子君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和4年第2回築上町議会定例会を開会いたします。

今回よりマイクの下に台を置いています。高さをちょっと若干調整をさせてもらっていますので、発言をする場合はマイクの位置を確認しながら発言をお願いをしたいというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

それでは、新川町長から行政報告の申出が出ましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。本日、議会を招集いたしまして、全議員の参加を頂きまして大変ありがとうございます。

今までの行政報告になりますけど、本当に、今、麦刈りとそれから田植が一緒にやってきた、非常に今は忙しい農繁期のさなかになっているようでございますけれども、6月第2回定例会ということでございます。本議会は、当初予算が骨格予算でございましたんで、投資的経費等々のいわゆる政策予算を今回盛り込まさせて、一般会計補正予算にはお願いをしておるところでございます。

そういう形の中で、皆さんには御報告しなければならない事項が出てきておるということでございますが、まずは、八津田小学校の建設について、事務の異動の中で、本来交付申請をすれば国庫負担金が出ていたはずのいわゆる国庫負担金がもらえなかったと、事務の申請をしなかったというような形から、これについて、今、職員は、これも早い時期に分かっておれば手だてができたんですけど、もう3月ぎりぎりになってこういうことが分かったというようなことで、事情聴取をしながら、職員の処分も、今、いわゆる懲罰委員会にかけての職員の進退といえますか、それとまた、我々も、私は教育委員会のほうに町長部局から出向させた責任、そして教育委員会は管理、職員の監督責任というようなことで、我々の減給の処分案件を最終日に出させていたかどうか、このように考えておるところでございます。

そして、またもう一件は、副町長、病気を理由に辞退の申出が再三あっておりましたけれども、私も考えに考えた挙げ句、何とか副町長を説得して、再度続投していただくということで、ようやく副町長の決心を揺るがさせて、私の要望にかなえていただくというようなことで、再度続投という形で議会の最終日の日に選任議案を提案させていただきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、あとコロナでございますけれども、毎日のように陽性者が出ておりましたが、昨日とおとといとゼロになりました。その前の5月30日には4名ございましたけれども、ゼロということで、非常に好転したかなという気もしますけれども、まだまだ予断は許せないと、こういう状況でございます。

そしてまた、第4回目のワクチン、これにつきましては、60歳以上の方はこれは全員一応対象という形で、7月の上旬にはそれぞれの皆さんの日時を定めた接種券をお送りをして、もしよければそのまま来ていただく、都合の悪い方は連絡を頂きながら日程変更をすると、こういう形に持っていきたいとこのように考えております。

そしてまた、60歳未満の特別な理由のある方は、医者にご相談しながら、第4回目を接種するかは、お医者さんと協議をしていただきながら申請をしていただくと、こういう形でやっていこうということで、現在、計画を進めておるところでございます。

そしてまた、今回の議案は、繰越明許費が11件ほど繰越明許でお願いしていると。可決を得たところでございます。これの5月31日現在の支出状況を、今回計算書として報告をするよう

にしております。

それからあと、補正予算、3月31日付で専決処分をいたした案件がございますし、それから税条例等々の専決を4月1日から施行するというようなことで、専決処分をさせていただきました。この報告がございます。

あとは、今回補正予算が3件、それから条例改正が1件という形で、案件としては少のうございますが、皆さんの慎重な審議をしていただきながら可決を頂くことをお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） これで行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、丸山年弘議員、6番、池永巖議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。塩田委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 議会運営委員会の報告をいたします。

5月27日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程のとおり決定しました。

6月2日本日は、本会議の議案の上程、なお議案第52号から56号までの専決処分及び意見書案第2号については、本日即決することとして協議いたしました。

6月3日は、考案日とします。

6月4日、5日は、休会とします。

6月6日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託とします。

6月7日は、考案日とします。

6月8日、9日は、本会議で一般質問とします。一般質問については、9人の通告があり、8日に5人、9日に4人とします。

6月10日、一般質問予備日とします。

6月11日、12日は、休会とします。

6月13日は、厚生文教常任委員会といたします。

6月14日は、総務産業建設常任委員会とします。

6月15日は、委員会予備日です。

6月16日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

また、所管外の議案質疑・要望の締切りについては、6月7日火曜午後までといたします。

以上、会期は、本日から6月16日までの15日間とすることが適当だと決定したので御報告いたします。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月16日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月16日までの15日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（**武道 修司君**） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第52号外9件です。ほかに例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

次に、町長から報告があります。

報告第2号令和3年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを報告していただきます。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 報告第2号令和3年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、令和3年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 報告第2号でございますけれども、11件の繰越しをさせていただいております。

総務管理費、戸籍住民基本台帳費、社会福祉費、児童福祉費、保健衛生費、農業費が2件、道路橋梁費、消防費、社会教育費、農林水産災害施設復旧費1件、合計で11件でございますけれども、繰越限度額が5億7,371万5,000円でしたが、繰越額が2億7,834万

7,000円となりました。

財源は、特定財源が2億6,629万7,000円で、一般財源が1,205万円となっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 報告内容の説明が終わりました。

日程第4. 議案第52号

日程第5. 議案第53号

日程第6. 議案第54号

日程第7. 議案第55号

日程第8. 議案第56号

○議長（**武道 修司君**） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第52号専決処分について（令和3年度築上町一般会計補正予算（第14号）について）から、日程第8、議案第56号専決処分について（築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）までを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第56号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第4、議案第52号専決処分について（令和3年度築上町一般会計補正予算（第14号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 議案第52号専決処分について（令和3年度築上町一般会計補正予算（第14号）について）、令和4年3月30日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第52号は、専決処分で、一般会計補正予算（第14号）になりますが、この補正予算は、繰越明許費の追加を4件専決処分をいたしました。

先ほどの計算書でも報告しましたが、この専決処分の中で4件、支所管理費ということで90万円、これは繰越しをすることに。理由は、個人事業主に受託をしておりましたが、個人事業主が1月1日に死亡いたしまして、履行ができないということで法定相続人が確定されていな

かったということで、年度内の支払いが困難なため、繰越しをして対処したところでございます。

それから次が、子育て世帯臨時特別給付金事業931万9,000円、これも3月中に申請受付したもののについて年度内の支払いが困難なために、繰越明許費として計上させていただきました。

それから、旧蔵内邸管理運営費、これも先ほどの支所と同じく、個人事業主が死亡して、請負をしておりましてけれども、法定相続人が確定されておらず、年度内の支払いが困難なために、繰越明許という形にさせていただきました。

それから、もう一件が林道災害復旧事業費455万5,000円、これは令和3年8月豪雨で被災した国見山線林道の施工箇所の間において、県発注の国見山線開設工事を実施しておりますが、大型車の通行等、工程の調整に不測の日数を要しまして年度内完成が困難となったために、繰越しを明許という形でさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ないですね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第52号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第52号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は承認することに決定をいたしました。

日程第5、議案第53号専決処分について（令和4年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第53号専決処分について（令和4年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）、令和4年4月12日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第53号は、これも専決処分でございますが、これは令和4年度築上町一般会計補正予算（第1号）を専決処分させていただきました。

本予算は、令和3年10月22日にリサイクル施設で火災が発生いたしまして、この復旧のために用意をしておりましたが、世界情勢等の変化により半導体等の補修機材の調達が時間を要するというふうなことで、年度内の完成が困難なため、繰越明許を設定を行いました。

事業実施に当たり、急を要し議会を招集できなかったがために、地方自治法第179条第1項の規定により、4月12日に専決処分といたしました。

中身は、リサイクル施設火災修繕費、施設修繕費という形で、当初予算2億3,298万円のうち繰越額が1億3,978万8,000円と、令和4年4月11日には全協において概略説明をさせていただき、なお、設計もできましたので、中日の日に契約案件、契約がもうできるはずでございますので、中日の日に契約案件を提案をさせていただこうということで、議運のほうにはお願いをしたところでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わらせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第53号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第53号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は承認することに決定をいたしました。

日程第6、議案第54号専決処分について（令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第54号専決処分について（令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）、令和4年5月2日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第54号も専決処分でございます。

令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1億3,300万円を追加し、予算の総額を1億3,626万円と定めるものでございます。これは、例年、毎年お願いしておりますけれども、この会計は、毎年赤字を出しつつだんだん改良を行っているところでございますが、繰上充用を平成3年度の決算に充てなければ、3年度の決算が赤字になるというようなことで、令和4年度の収入から令和3年度のほうに繰上充用をするものでございます。

まだ、なかなか、少しずつ改善と言っても滞納繰越しのお金の収納ということで、非常に困難を要しておりますが、滞納繰越分は回収率が1.68%となっており、非常にやっぱり厳しいものがございますが、誓約書等々で少しでも分納していただくという形で、時効にならないような措置を取りながらこの会計の維持を行って運営をしていこうというようなことでございます。

また、今後、回収率向上に努力しますが、法的措置による回収や、それから国・県の償還推進事業等への採択要望等を行いながら改善を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございますので、よろしく御採択のほうお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） 町長の説明の中で、令和と平成が1か所間違っていたようなので、訂正をするようにさせていただきます。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第54号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第54号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は承認することに決定をいたしました。

日程第7、議案第55号専決処分について（築上町税条例等の一部を改正する条例の制定につ

いて)を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長(椎野 満博君) 議案第55号専決処分について(築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について)、令和4年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出、築上町長新川久三。

○議長(武道 修司君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 議案第55号も専決処分でございます。

本条例は、地方税法等の関連法令が改正され、4月1日から施行されております。主な改正事項は、商業地等に係る固定資産税の負担調整についての激変緩和措置、それから個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長などの税制改正でございます。

これに基づきまして、町条例も4月1日付で施行する必要がありますので、3月31日付で専決処分をいたしまして、公布をいたしたところでございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長(武道 修司君) これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武道 修司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第55号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第55号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は承認することに決定をいたしました。

日程第8、議案第56号専決処分について(築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長(椎野 満博君) 議案第56号専決処分について(築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)、令和4年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第56号も専決処分をいたしましたんで、議案として提案させていただきます。

本条例も、地方税法等の改正が行われまして、4月1日施行でございます。築上町国民健康保険税条例もこれに倣いまして、一部を改正するものでございます。主な改正事項は、基礎課税額に係る課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げでございます。これも、4月1日施行ということで、専決処分をさせていただいたものでございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） この税条例の改定は、前回、国保税の最高限度額、課税限度額が96万円から99万円になったときに、税務課からこの該当する世帯の所得を出していただきました。この所得の家庭——家族は、一番生活が大変な所得の家庭になります。前回も同じ理由で96万円から99万円になったときに、反対意見を述べました。今回も、99万円から102万円と100万円を超える国保税を、一番——私が思うには、大学生ぐらいの子どもさんがいらっしゃる家庭が該当するのではないかと思います。一番学費がかかるような家庭に、100万円もの国保税を課すというのは賛成できません。

それから、この改正は、国保運営協議会に出された資料にも、今度の改正で99万円から102万円になるということが報告されておりました。もう報告されていたことを3月議会に議案として出さずに、専決処分とすることにも賛成できません。

以上が、反対理由です。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第56号について採決を行います。議案第56号は承認することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第56号は承認することに決定をいたしました。

日程第9. 議案第57号

日程第10. 議案第58号

日程第11. 議案第59号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第9、議案第57号令和4年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第11、議案第59号令和4年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第59号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） **議案第57号**令和4年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和27年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度築上町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第58号令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、地方公営企業法（昭和22年法律第292号）第24条第3項の規定により、令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第59号令和4年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定により、令和4年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和4年6月2日。築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第57号は、令和4年度築上町一般会計補正予算（第2号）でございますけれども、本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額110億2,300万円に8億8,062万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額を119億362万3,000円と定めるものでございます。当初予算が骨格予算であったため、本予算案において投資的経費や補助金の暫定計上補正分を計上させていただきました。

歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策、地方創生交付金に係る事業はじめ、道路新設改良費が6,305万5,000円、特定防衛施設周辺整備事業費1億1,200万円、母子

衛生費 231万2,000円、学校整備費 1,607万9,000円でございます。

歳入の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を 9,951万円、特定防衛施設周辺整備調整交付金 8,910万円、旧合併特例債 4,360万円、それから前年度繰越金を 2億1,870万2,000円を充てておるところでございます。

また、地方債充当による財源振替を行っておりますし、その他、人事異動に伴う人件費の補正、また、債務負担行為の追加を 1件、地方債の追加を 1件、変更を 2件計上しておるところでございます。

以上が一般会計の概要でございます。

次に、**議案第 58号**令和 4年度築上町水道事業会計補正予算（第 1号）についてでございます。本予算案は、既定の収益的支出を 479万2,000円増額し、総額を 4億5,897万2,000円に改めるものでございます。

また、資本的収入は 3,300万円を増額し、総額を 6,327万6,000円にし、資本的支出は 4,300万円を増額し、総額で 1億3,543万2,000円に改めるものでございます。

内容といたしましては、石町浄水場外壁塗装補修工事及び置石配水池の塩素注入施設整備工事に伴う工事請負費、委託料の補正でございます。

以上が上水道会計の補正でございます。

次に、**議案第 59号**令和 4年度築上町下水道事業会計補正予算（第 1号）でございます。

本予算は、既定の収益的収支予算の支出を 153万円を増額いたしまして、総額を 6億1,883万4,000円に改めるものでございます。

また、既定の資本的収支予算の支出を 21万円増額いたしまして、総額を 4億9,083万2,000円に改めるものでございます。

内容は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

以上 3件、よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

日程第 12. 議案第 60号

○議長（**武道 修司君**） 日程第 12、議案第 60号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（**椎野 満博君**） 議案第 60号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月2日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第60号、非常に長い題名でございますけれども、築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定ということでございます。

本条例案は、築上町私立の幼稚園就園奨励費補助の手続等に関する規則が廃止されたことに伴い、築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要がありますので、改正をしたものでございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

日程第13. 意見書案第2号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第13、意見書案第2号重度障がい者の電車特急料金割引制度の適用及び駅構内・踏切内の安全対策を求める意見書（案）についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第13、意見書案第2号重度障がい者の電車特急料金割引制度の適用及び駅構内・踏切内の安全対策を求める意見書（案）についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） 意見書案第2号重度障がい者の電車特急料金割引制度の適用及び駅構内・踏切内の安全対策を求める意見書（案）、上記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年6月2日、提出者、築上町議会議員江本守、賛成者、築上町議会議員塩田文男。築上町議会議長武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員、提案理由の説明をお願いいたします。江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） それでは、御説明させていただきます。

約3年ほど前から、新型コロナの影響により生活が一変し、また、結果として困窮化、以上の中にあっても障害者がどうしても生活の中で移動しなければならない。ところが、約半世紀ぐらい前から、電車の普通乗車券においては2人で1人という考え方がありますが、今の時代、福岡、

鹿児島、東京と行く機会が随分増えているように聞いております。私自身もそうですが、活動の上においても遠方に行く必要がある場合は行きます。

こういうような状況に鑑みて、せめて私たち重度障害者が移動するときには、介護者または同行援護者の力が必要不可欠であり、また、特に同行援護者はプロの支援者であり、いわゆる個人の負担が、食事、宿泊、全て倍になるわけです。これは、自分たちが置かれた障害を受けているという立場でここはもう覚悟の上ですが、せめて移動する手段の電車の特急指定料金を2人で1人というような考え方で御理解頂き、国土交通省あるいは厚生労働大臣に向けて意見書を提出できるように。

また、電車のそれぞれのJRあるいは民営鉄道連合会においては、会社の生き残りをかけてやむなく無人化されているわけですが、ホームからの転落で死亡事故も度々耳にしておりますけども。今年度4月に近鉄特急の電車、普通生活のツールで毎日利用している踏切において、横断中に警報機が鳴り、慌てて前進した、あと数十センチでバーに届くところであったけども、自分の立ち位置を失って、くるっと180度方向を変えて電車に向かって行って、はねられて死んだというような事故が生じております。

このような点から、無人化は小さな駅はやむを得ないんですが、その駅構内の安全対策、また生活のツールのために利用する踏切においては、重度障害者が安全に横断できるような対策を講じてほしいと。

こういう2点に絞って、JRあるいは町のほうにも要望を重ねてお願いすると。それから5月11日に、議長と塩田議員と私で、京築地区の議会事務局のほうにこういう行動に対して歩調をお願いした結果、快く引き受けてくれたので、うちの町においては、うちが皮切りでありますので、また、福岡県の盲人の団体あるいは北九州のNPO法人あるいは視覚障害者のつばさの会、こういったところにも同じ行動で要望行動をお願いしております。

うちが言い出しっぺになりますので、せめてこの初日に即決というありがたいような流れになっております。議員の皆さんにおかれましては、いろいろな考えがあるとは思いますが、全会一致で可決できるように、衷心からお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見書案第2号について採決を行います。本発議について反対意見はありません。
意見書案第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

○議員（1番 **江本 守君**） どうもありがとうございました。

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出をしてください。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時46分**散会**
